

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、企業価値を最大化する経営体制を確立していくことを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。そのために、急激な経営環境の変化に対して的確に対処し、迅速な意思決定を行い得る組織体制の確立に努めております。また、当社は法令を始めとする規則を遵守することが利益よりも優先されるべきであり、社会の中の一企業として存続していくために当然に必要なことであると認識しております。

こうした理念のもと、当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定し、その周知徹底及び実施のために定期的なコンプライアンス研修等を行い、啓蒙・教育活動に尽力してまいります。

また、当社は監査役設置会社の形態をとるとともに、社外取締役を設置しております。これは、取締役会を通じて経営判断及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、業務執行の責任者として日常業務を統括する取締役が、効率的な経営を行うことを可能にするためであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-8】

当社は迅速な意思決定を実現するため、取締役の員数を4名としておりますが、その内の1名は独立役員の要件を満たす社外取締役であります。また、監査役は3名中3名とも独立役員の要件を満たす社外監査役です。取締役会へは独立社外取締役はもとより、独立社外監査役3名も出席しており、それぞれ独立した立場から客観的かつ実効的な経営監視の機能が確保できており、追加で独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-11-1】

当社では、現在4名の取締役が就任しており、機動的な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。取締役の選考基準としては、当社業務に精通し、各担当部門における最高統括者として重要な判断や交渉を行える人材を登用することが望ましいと考えております。国際性の面では、当社の事業範囲が国内に限定されているため、現時点では、外国人取締役を選任する必要性は高くないと考えております。ジェンダーの面では、取締役会の多様性を確保するために引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社では政策保有株式の保有はありません。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主との取引（関連当事者間の取引）に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証します。また、重要性の高い取引の決定は社内規程に基づき、関連当事者と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会への報告もしくは決議を行います。

【原則2-6】

当社は企業年金を運用していないため、企業年金のアセットオーナーに該当しておりません。

【原則3-1】

(1) 当社は新築マンション等分譲事業を経営の柱に据え、仕入競争力、営業力を一層高めるとともに、細やかなマーケティングにより顧客ニーズをいち早く取り入れ、お客様の求める「素敵なマンション」を具現化する商品開発力を充実させることが重要であると考えております。また、当社は不動産市況の変化に対応し、株主の皆様への適切なご説明のために事業年度毎の業績の見通しを公表することとしております。さらに、半年毎に開催する決算説明会において、業績の見通し等のご説明を行うこととしております。

(2) コーポレートガバナンス・コードは会社が株主をはじめ顧客・従業員などすべてのステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを向上させることによって、会社の持続的成長や中長期的な企業価値の向上に繋げることを目的に導入されたものと理解しております。

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、これを活用することで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレートガバナンスのさらなる向上に継続して取り組みます。

そのために、当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するためにコンプライアンス基本方針を制定し、その周知徹底及び実施のために定期的なコンプライアンス研修等を行い、啓蒙・教育活動に尽力してまいります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等は基本報酬及び退職慰労金により構成されております。

基本報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、役位等に基づいた固定報酬であり、取締役については取締役会の決議を経て決定し、監査役については監査役の協議を経て決定しております。

退職慰労金につきましては、役位及び最終報酬月額並びに在任期間を勘案の上定めた金額に、在任中の功労等のある場合は一定の加算または減算した額を株主総会の決議に基づき、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、退任時に支給することとしております。なお、当該退職慰労金の額の算出基準については取締役会決議を経て決定しております。

(4) 新任の取締役候補者については、取締役による推薦、現任の取締役候補者については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会において決定しております。

なお、取締役の職務執行に関して不正行為または法令もしくは定款違反等があった場合は、株主総会における辞任、不再任、取締役会における辞任要求、不再任、株主総会への解任議案の提出等を決定することとしています。

監査役については代表取締役が候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

(5) 代表取締役社長安川秀俊：創業時からの代表者であり、不動産の仕入・商品企画・設計・営業における豊富な知識・経験を活かし、当社の経営方針や戦略の決定及び事業推進に重要な役割を果たしているためです。

取締役津村政男：長期にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有しており、当社業務の適正の確保・向上が図れることが期待されるためです。なお津村氏は独立役員としての要件を満たしており、中立的かつ客観的立場から当社業務に携わることが可能であると考えております。

取締役伊藤正樹：新卒で入社以降、土地の仕入業務から販売業務まで広く関わっており、各部署の業務全般に精通しているためです。

取締役津田映：大手建設会社の取締役を長期に亘り務めた経験を有しており、企業経営管理に深い経験と知識を有しているためです。

常勤監査役小野寺哲：長年の建設会社勤務で培われた建築に係る知識、経験等を生かし当社の監査を正確かつ独立した立場から行えるものと考えているためです。

監査役大西健一：税理士の資格を保有しており、その知識と経験を生かし、主に会計や税務の専門的見地から当社の監査を正確かつ独立した立場から行えるものと考えているためです。

監査役佐藤太郎：警視庁に長く勤務された経歴を持ち、その知識と経験を生かし、主にコンプライアンスの観点から、中立的かつ客観的な視点で当社の監査を行えるものと考えているためです。

[原則4-1-1]

当社は取締役会を戦略決定及び業務執行の監督機関として位置付けております。取締役会では経営方針及び重要な業務執行の意思決定と具体的計画の策定およびその進捗状況のチェックを行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。

また、取締役会の意思決定に基づく、業務執行体制としての経営会議体を設けております。経営会議は各部署毎に代表取締役および担当取締役が出席し、営業活動や各部署の問題点の報告がタイムリーに行われることにより、経営環境の変化に的確に対処することを可能にするとともに、会社の意思統一および使用人に対する経営方針の浸透を図っております。経営会議の結果は各取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしております。

[原則4-9]

当社は独立社外取締役の選任にあたり、証券取引所の独立役員制度における独立性基準を満たし、属性において当社又は当社関係者との利害関係を有さない者であって、かつ企業法務、税務またはコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験を有する者を選任する方針です。それにより独立した立場からの客観的かつ実効的な経営監視機能の確保に努めております。

[原則4-11-2]

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

[原則4-11-3]

当社は年に1回取締役会において、取締役会の実効性についての評価を実施し、取締役会の実効性を高めるための改善につなげます。

1. 2020年度3月期における取締役会評価の実施概要

当社は、取締役及び監査役全員を対象に取締役会の実効性に関するアンケートを無記名で実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しました。

2. 取締役会評価の結果及び今後の課題

(1) 取締役会を構成するメンバーは、多様性や専門性を備えており、社外を含めた取締役・監査役がそれぞれの多様な知識・経験等を活かし、議長の積極的な議事進行により、自由闊達な議論が行われております。

(2) 取締役会において充実した議論を行うための、重要な議案についての事前説明、関連資料の充実等の運営の課題点について改善がみられます。今後さらなる実効性の向上に向け、情報提供の早期化、関連資料の充実等の改善を引き続き推し進めて参ります。

(3) 中長期的な事業戦略や経営計画等の重要な議題に関して、より一層議論する機会を増やし、取締役会が課題を共有することに努めて参ります。

今後も毎年、取締役会評価を実施し、取締役会運営の見直し等を通じて、取締役会実効性をより一層高めていくことに努め、さらなる企業価値向上に取り組んで参ります。

[原則4-14-2]

取締役・監査役がその機能を十分に果たすため、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役・監査役に応じた機会を提供することとしております。また、取締役・監査役に対し、第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。

[原則5-1]

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

(2) IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、管理部所管の取締役もしくは担当者が行います。また、その対話を補助する目的で、IR担当、財務、経理等社内の各部署と有機的な連携を取るため、定期的に社内会議等を行っております。

(3) 対話の方法

アナリスト、機関投資家の皆様に対して、半期毎に決算説明会を実施します。また、要望に応じて個別ミーティングを行います。

(4) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、取締役会等にフィードバックいたします。

(5) インサイダー情報および沈黙期間

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）を伝達することはいたしません。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ミュアセット	17,459,080	49.51
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,368,930	6.72
安川秀俊	1,037,740	2.94
株式会社エスディサポート	1,000,000	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	906,500	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	817,600	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	512,100	1.45
株式会社三井住友銀行	500,000	1.42
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	437,000	1.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	344,067	0.98

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ミュアセット（非上場）

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社またはその子会社との取引に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証しております。また、取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社を有しておりますが、親会社各社は当社が独立した上場会社としての事業運営の独立性を維持して経営していることを尊重しており、当社の事業活動や経営判断に対する親会社各社からの制約はありません。また、当社の経営上の重要事項につきましては、事業上の制約はなく、当社独自の意思決定に基づき自ら経営責任をもって事業経営を行える状況にあることから、親会社からの独立性は確保されていると考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津村 政男	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津村 政男	○	---	当社の業務の健全性を確保する体制を整える上で、これまでの経歴等を鑑み、同氏が社外取締役として適任であると考えているためであります。また、同氏には、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがある利害関係は認められないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、年4回の会計監査人による法定監査及び四半期レビューの結果報告及び説明を受け、計算書類等が法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかを確認し、また、必要に応じて情報交換や意見交換を行うことにより、緊密な相互連携を図っております。

また、当社では、内部監査室を設置しております。当社の監査役は、月1回程度、内部監査室より、内部統制の運用状況の結果報告及び説明を受け、また、必要に応じて情報交換や意見交換を行うことにより、緊密な相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野寺 哲	他の会社の出身者													
大西 健一	税理士													
佐藤 太郎	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野寺 哲	○	----	当社の業務の健全性を確保する体制を整える上で、これまでの経歴等を鑑み、同氏が社外監査役として適任であると考えているためであります。また、同氏には、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがある利害関係は認められないと判断し、独立役員に指定しております。
大西 健一	○	----	当社の業務の健全性を確保する体制を整える上で、これまでの経歴等を鑑み、同氏が社外監査役として適任であると考えているためであります。また、同氏には、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがある利害関係は認められないと判断し、独立役員に指定しております。

佐藤 太郎	○	---	当社の業務の健全性を確保する体制を整える上で、これまでの経歴等を鑑み、同氏が社外監査役として適任であると考えているためであります。また、同氏には、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがある利害関係は認められないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	-----	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の業務執行は円滑に行われているため、インセンティブの付与を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2020年3月期の取締役の報酬等の総額は、取締役4名に対し、総額201百万円であります。有価証券報告書において、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従い、一部取締役の報酬の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は基本報酬及び退職慰労金により構成されております。基本報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、役位等に基づいた固定報酬であり、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。また、退職慰労金につきましては、役位及び最終報酬月額並びに在任期間を勘案の上定めた金額に、在任中に功労等のある場合は一定の加算または減算した額を株主総会の決議に基づき、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、退任時に支給することとしております。なお、当該退職慰労金の額の算出基準については、取締役会決議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して事前に資料を配布しその説明を行っております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、取締役会を戦略決定及び業務執行の監督機関として位置付けております。当社の取締役会は取締役4名で構成され、機動的な意思決定を行い得る体制にしております。取締役は、毎月開催される定例取締役会に出席し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と具体的計画の策定及びその進捗状況のチェックを行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。

また、当社では取締役の任期を1年としております。これは、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制にするため

であり、毎年株主の皆様へ信任を問うことで、経営の健全性を保つ体制をとることを目的としております。取締役の選定基準としては、当社業務に精通し、各担当部門における最高統括者として重要な判断や交渉を行える人材を登用することが望ましいと考えております。

なお、2020年3月期において、取締役会は12回開催しました。

(2) 経営会議

当社では、迅速な意思決定及び経営戦略の浸透を目的として、取締役及び各部署の責任者が出席する会議を定期的に開催しております。営業活動や各部署の問題点の報告がタイムリーに行われることにより、経営環境の変化に的確に対処することを可能にするとともに、会社の意思統一及び使用人に対する経営方針の浸透を図っております。

(3) 定例全社総会

当社では、全取締役及び全使用人が参加する全社総会を毎月開催しております。情報の共有化を目的として各部署の活動報告を行うとともに取締役による訓示等により、全使用人の意識高揚を図っております。

(4) 監査役会

当社では、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名（うち1名が常勤監査役）で構成されております。監査役会では、年間の監査計画や職務分担を協議し、それに基づいて会社の重要な会議の状況や日常業務の監査を行っております。また、これらの監査の結果の報告が、毎月開催される定例監査役会で行われております。

なお、2020年3月期において、監査役会は13回開催しました。

2. 監査役機能強化に向けた取り組み

監査役の要望に応じて、管理部が監査役監査に必要な協力を行うとともに、内部監査室が実施する内部統制評価について監査役との情報交換を図り、監査機能の強化を図っております。また、社外監査役として当社関係者との利害関係を有さず独立性の高い者を選任するとともに、財務・会計に関する知見を有する監査役を1名選任し、監査役監査の充実を図っております。

3. 監査役監査及び会計監査の状況

監査役監査につきましては、監査役が取締役会を始めとする重要な会議に出席するほか、日頃から取締役及び各部門の責任者より営業の報告を聴取し、監査を行っております。また、子会社に対しても必要に応じ業務及び財産状況の調査を行っております。

会計監査につきましては、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

監査役は、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行い、会計監査人による監査結果の報告を受ける等、緊密な相互連携を図ることで、会計処理及び情報開示等の健全性を保つ体制をとっております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

4. 役員報酬及び監査報酬

2020年3月期における当社の役員報酬及び監査報酬の内容は以下のとおりであります。

・取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役4名 201百万円

監査役3名 18百万円

なお、取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会決議による上限（取締役：総額300百万円、監査役：総額50百万円）の範囲内において、それぞれの役位に応じた報酬額を定めております。

・監査法人に対する監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 34百万円

5. その他

当社では、法律事務所と顧問契約を結んでおり、法律上の判断を要する場合等については、適時指導・助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

少数の取締役によって、機動的かつ迅速な意思決定を可能としております。また、社内の業務に精通した取締役が、業務執行の責任者として日常業務を統括し、取締役会を通じて経営判断及び業務執行の監督を行うことにより、効率的な経営を行う体制をとっており、また、取締役及び各部署の責任者が出席する会議を定期的に開催することなどにより、情報共有と相互牽制を図っております。また、社外の立場からの経営の監視機能につきましては、社外取締役及び社外監査役を選任していることによって十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会は、例年、集中日の前に開催しております。
その他	招集通知を発送日前に東京証券取引所のウェブサイトの開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、業績及び今後の見通しについて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (https://www.goldcrest.co.jp) において、IR情報として、東京証券取引所へ提出している決算短信並びに適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を選任し、タイムリーな情報開示を図るとともに、当社の事業活動についてご理解を頂くことに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、平成27年5月に改定を決議しております。同基本方針に従った体制の整備を行っており、内容は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、当社の取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定する。
(2) コンプライアンスの基本方針の周知徹底及び実施のために、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するコンプライアンス統括責任者を定め、コンプライアンス統括責任者は、取締役及び使用人を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づく内部監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を10名以内と定める。
(2) 経営戦略の浸透及び各部署のタイムリーな現状報告を目的とし、全取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を定期的に行う。
(3) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、当社子会社のコンプライアンス管理のため、当社の定めたコンプライアンスの基本方針を当社子会社に適用するとともに、当社のコンプライアンス統括責任者が当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、当社子会社の役職員を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。
(2) 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務することにより、重要な経営事項について報告を受けるとともに、子会社のコンプライアンス管理、リスク管理、職務執行の効率性など業務の決定及び執行についての適正性を管理する。
(3) 子会社の経理状況を把握するため、経常的なモニタリングを行う。
(4) 当社は、当社グループの役職員が管理部の指定する相談・通報窓口に対して、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
(5) 当社は、親会社またはその子会社との取引に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。
7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
(2) 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の管理部に報告する。また、管理部は当社グループの役職員からの報告の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
(3) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2) 監査役の監査の実効性確保を図るために、取締役及び使用人は、監査役が当事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

参考資料「模式図」をご覧ください

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 対応統括部署の設置状況
有事の対応支援のほか、平素から社内体制の整備、反社会的勢力に関する情報の一元的管理・蓄積、これら情報を利用した取引先の属性調査等を行う専門のスタッフを管理部内に配置しております。
(2) 外部の専門機関との連携状況
平素より、所轄警察署、警察庁組織犯罪対策課、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、暴力団排除活動に積極的に参加しております。
(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
反社会的勢力による被害を防止するため、特防連等の情報を活用する他、取引の相手方の属性判断を行うことにより情報を収集し、管理部において一元管理しております。
(4) 契約書面等における反社会的勢力排除条項の導入
暴力団排除条例の施行に伴い、新築マンションの売買契約書や土地取引の契約書に反社会的勢力排除条項を導入し、反社会的勢力との関係が遮断できるような体制を整えております。
(5) 研修活動の実施状況

コンプライアンス研修等の中で、反社会的勢力の活動事例や当社役職員の心構え等を取り上げ、役職員の意識向上を図っております。また、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加し、必要に応じてその内容を各部門にフィードバックしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、内部監査規程を適宜見直し、効率的な内部監査を行うことで、当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図る体制を推進することが課題であると考えております。

